

# 東松島市地球温暖化対策総合計画（区域施策編、事務事業編、地域気候変動適応計画） 概要版

## 1 計画の基本的事項

1~21 頁

### ①計画策定の背景及び計画策定の位置づけ

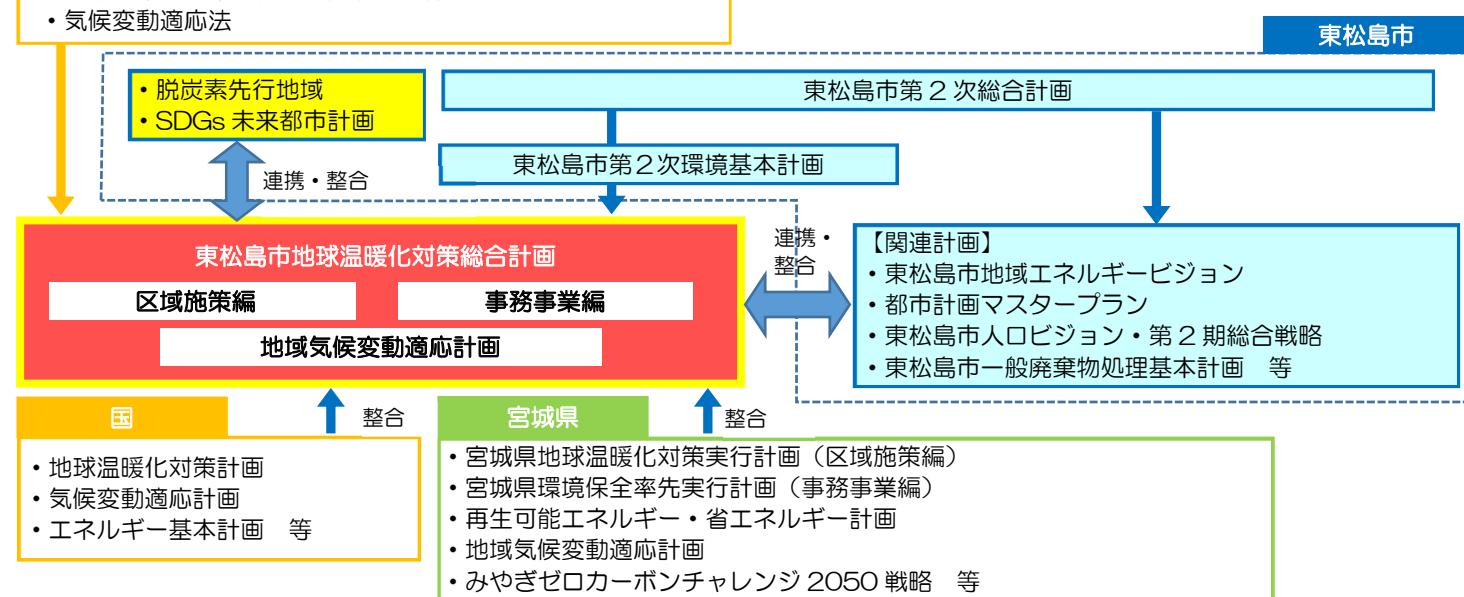
気候変動の影響を受け、国内外で脱炭素社会に向けた取組が求められています。今後、地球温暖化がさらに進行すると、私たちの生活や自然環境に与える影響が大きくなることが予想され、私たち一人ひとりが行動し、地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減に向けて地域一丸となって対策に取り組むことが必要です。

本計画は、東松島市第2次総合計画の将来像「住み続けられ持続・発展する東松島市-地方創生のトップランナーをめざす」及びカーボンニュートラルの実現のため、国や県の環境エネルギー政策の動向との整合を図るとともに、本市や地域内の事業者等が推進してきた施策や事業である「SDGs 未来都市」、「脱炭素先行地域」等と連携し、本市の豊かな自然との共生、省エネ対策と再生可能エネルギーの活用をより一層推進するために策定します。

本計画は、市民・事業者・市が一体となって総合的かつ計画的に地域の脱炭素化に取り組めるように、区域施策編と事務事業編をひとつの計画にまとめることとし、さらに気候変動に適応する計画として位置づけます。

#### 関連法

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・気候変動適応法



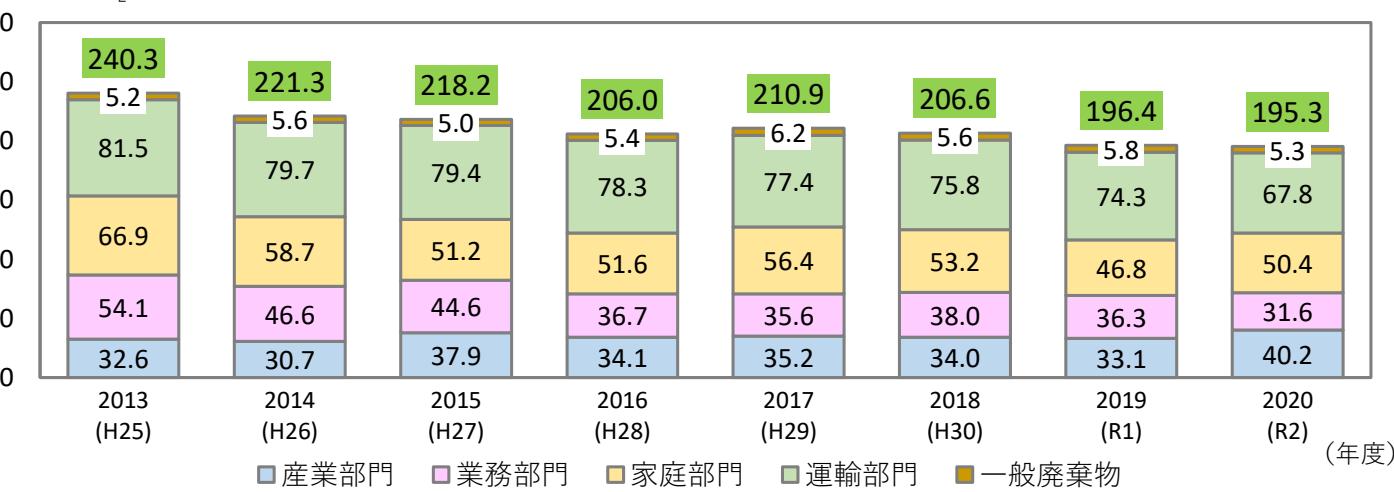
## 2 本市のエネルギーに関する状況 (1/2)

22~33 頁

### ①温室効果ガス排出量の現状（市内の排出量）

本市の温室効果ガス排出量は、基準（平成 25（2013）年度）に 240.3 千 t-CO<sub>2</sub>、令和 2（2020）年度に 195.3 千 t-CO<sub>2</sub> となっており、基準（平成 25（2013）年度）比で 45 千 t-CO<sub>2</sub>（約 19%）減少しています。

単位：千t-CO<sub>2</sub>



## 2 本市のエネルギーに関する状況 (2/2)

22~33 頁

### ②温室効果ガス排出量の現状（事務事業に係る排出量）

事務事業に係る温室効果ガス排出量は、令和 3（2021）年度現在、4,780 t-CO<sub>2</sub> となっています。

### ③森林によるCO<sub>2</sub>吸収量

本市における森林の CO<sub>2</sub> 吸収量（平成 30（2018）年度）は、6.6 千 t-CO<sub>2</sub>/年と推計されました。

## 3 目指す将来像及び温室効果ガス排出量削減目標

34~39 頁

### ①本市の将来像

東松島市第 2 次総合計画では、「住み続けられ持続・発展する東松島市-地方創生のトップランナーをめざす」という将来像を定めています。本計画においてもこの将来像を目指すとともに、将来像の実現のため、地域課題解決に向けたまちづくりを念頭に置き、以下の「減らす」、「作る」、「使う」、「繋げる」の 4 つの段階において、地域の特徴を活かした脱炭素型まちづくりを目指します。

段階	地域資源と特徴	地域課題	まちづくりの方向性
減らす	● 戸建住宅が中心	● 家庭部門や運輸部門の排出量が高い ● 燃料費高騰 ● 高齢化が進んでいる	✓ <b>高効率設備の導入</b> による、市民や事業者の負担（燃料費の高騰による負担等）の軽減 ✓ <b>建物の断熱性の向上</b> による健康被害の軽減
作る	● 太陽光ポテンシャルが高い ● 戸建住宅が中心（再掲）	● 高圧設備の系統連系の空容量不足 ● 家庭部門の CO <sub>2</sub> 排出量が高い	✓ 低圧施設となる戸建住宅や小規模事業所を対象とした <b>屋根置き太陽光発電を中心とした自家消費モデル</b> の展開 ✓ 上記の取組による市域全体における <b>自立分散型社会の確立</b>
使う	● 単 FIT 電源が豊富 ● 地域新電力会社の存在	● 燃料費高騰（再掲）	✓ 地域新電力会社を活用し、 <b>電気を地産地消する地域経済循環モデルの確立</b>
繋げる	● 太陽光ポтенシャルが高い（再掲） ● 地域交通の維持 ● 運輸部門の排出量が高い	● 地域交通の維持 ● 運輸部門の排出量が高い	✓ 太陽光発電導入に伴う <b>自家消費を促進</b> させるべく、併せて EV（蓄電池）等を普及 ✓ <b>地域脱炭素型交通基盤を実現</b>
	● 震災復興の先駆けの取組多数	● 防災性の向上	✓ 蓄電池、V2H などの防災をかねた設備導入により、 <b>レジリエンスを強化したまちづくり</b> の実現と情報発信
	● 一次産業が主要である	● 農業等の地域内産業の後継者不足	✓ 市内の事業者と、脱炭素の取組と連携した <b>地域経済の活性化の実現</b> と人材流出の抑制

### ②温室効果ガス排出量の削減目標

#### ○市全域の削減目標（区域施策編）

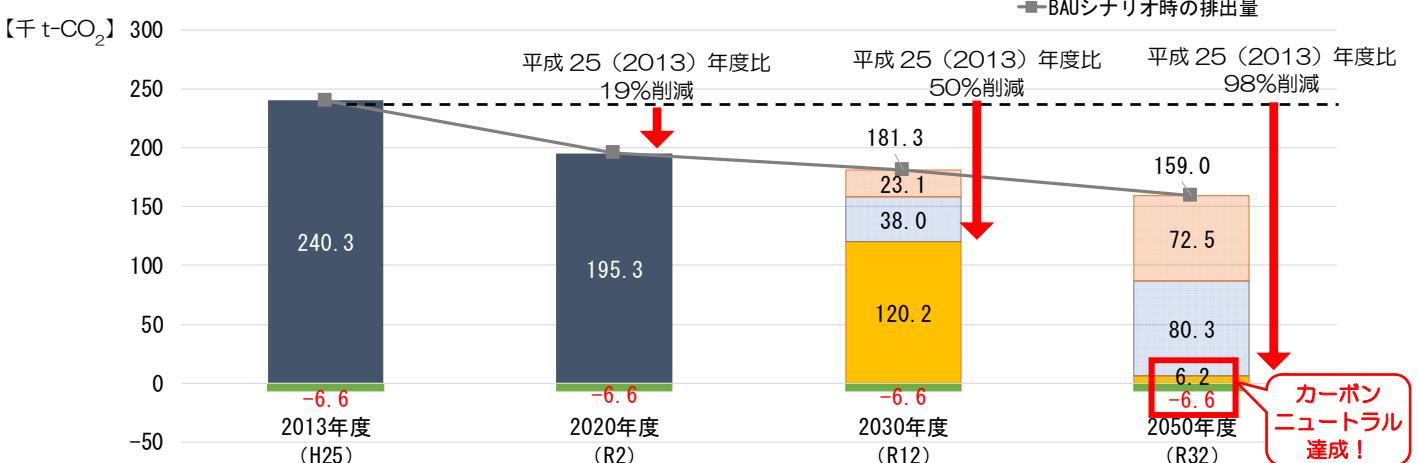
令和 12（2030）年度までに **50%削減**（短期目標）

令和 32（2050）年度までに **98%削減**（長期目標）

#### ○事務事業の削減目標（事務事業編）

令和 12（2030）年度までに **50%削減（約 2,950t-CO<sub>2</sub> 削減）**

- 森林吸収量
- 省エネの削減量
- 再エネの削減量
- 脱炭素シナリオ時の排出量
- 実績排出量
- BAUシナリオ時の排出量



## ①市全域における取組（区域施策編）

目標達成に向けた市全域の基本方針として、4つの基本方針に基づく施策を展開していきます。  
また、脱炭素先行地域の取組についても、その効果を検証したうえで、市内の他地域に展開していきます。

基本方針	施策	令和12年度 (2030年度) の削減効果 (千t-CO <sub>2</sub> )
基本方針1 省エネルギーの推進	①家庭における省エネルギーの推進	4.7
	②事業所における省エネルギーの推進	3.0
	③市における省エネルギーの推進	
基本方針2 再生可能エネルギーの利用の拡大・拡充	①再生可能エネルギー設備等の導入拡大	38.0
	②再生可能エネルギーの利用促進	
基本方針3 地蔵可能な循環型社会の形成と脱炭素化 まちづくりの実現	①脱炭素型の交通交流基盤の整備	14.5
	②スマートコミュニティの推進	0.9
	③3Rの推進	
	④緑地の保全・緑化の推進	
基本方針4 脱炭素社会に向けた行動変容の促進	①脱炭素型スタイルへの行動変容	-
	②環境学習の推進、次代を担う人材育成	

## ②市の率先行動（事務事業編）

目標達成に向けた市の率先行動として、3つの基本方針に基づく施策を展開し、計画を推進していきます。

基本方針	施策
基本方針1 省エネルギーの推進	①省エネルギー性能の高い設備への更新
	②公用車の次世代自動車化
	③施設設備の管理・効率的な運用
	④職員の省エネルギー行動の徹底
基本方針2 再生可能エネルギーの利用の拡大・拡充	①再生可能エネルギー設備等の導入拡大
	②再生可能エネルギーの利用促進
基本方針3 グリーン購入の推進・その他の取組	①グリーン購入の推進
	②3Rの推進
	③職員のワークライフバランスの確保

## ③重点対策（1/2）

施策方針のうち、地域特性や地域課題と結びつく重点的な施策については、早期に取組を実施します。実施に当たっては、市民、事業者、関係機関と協議・連携しながら進めます。

## 重点対策1 戸建て住宅や事業所を中心とした徹底した省エネルギー化の推進

取組概要	①交付金・補助金等を活用した公共施設のZEB化を含めた省エネルギー設備の導入 ②脱炭素先行地域づくり事業、重点対策加速化事業を通じた戸建て住宅・事業所への省エネルギー設備の導入 ③補助金等の情報公開やモニタリングデータの公表による意識醸成・導入意欲の喚起
効果	・設備更新に伴う省エネルギー化の促進 ・地元企業の活用による地域活性化

## ③重点対策（2/2）

## 重点対策2 太陽光発電設備の導入と余剰電力を活用した地産地消

取組概要	①交付金・補助金等を活用した公共施設への太陽光発電設備の導入 ②脱炭素先行地域事業、重点対策加速化事業を通じた戸建住宅・事業所への太陽光発電設備の導入 ③地域新電力による余剰買取に関する情報や発電電力量の実データの公表による投資効果の公開と導入意欲の喚起（地元で太陽光発電設備の施工可能な事業者の情報提供等も含む）
効果	・太陽光発電設備の導入促進及びレジリエンス強化 ・相対電源の活用により、市民にとって卒FIT電源の高値売却、地域新電力にとっては固定価格での電源調達による収益基盤の強化 ・地元企業の活用による地域活性化

## 重点対策3 EV 及びV2H等の導入・普及

取組概要	①交付金・補助金等を活用し、公用車のEV化及び充電スタンドの設置 ②商業施設等についても導入推進（民間活力を活用したEV充電スタンド導入手法も活用） ③事業者、市民へのEV導入推進
効果	・EV化によるレジリエンス強化（動く蓄電池として災害時に運搬可能） ・ガソリン車からの移行による大幅なCO <sub>2</sub> 削減

## 重点対策4 環境学習の推進・人材育成、啓発活動

取組概要	①環境教育の実施 ②環境情報の更新・提供 ③交流機会の創出 ④再エネ・省エネ設備の導入効果のモニタリング
効果	・一人ひとりの環境やエネルギーに対する意識の向上

## 5 気候変動への適応に向けた取組

## ①対象とする分野・項目

「農業・林業・水産業」、「自然災害・沿岸域」、「健康」の分野を対象に気候変動適応策を定めます。

## ②分野・項目別の基本的な施策

分野	施策
農業・林業・水産業	・出穂期以降の高温により白末熟粒が多発する高温障害が頻発していることから、高温耐性品種の積極的な導入や作付け時期をずらすことを検討すること等によって、登熟期高温の回避に努めます。 等
自然災害・沿岸域	・ハザードマップや地域防災計画等について、気候変動を考慮した計画に順次見直します。 等
健康	・将来的な熱中症リスクの増加が予想されていることから、熱中症に関する注意喚起を積極的に行います。特に、高齢者の熱中症による救急搬送人員・熱中症死亡者が多いことから、高齢者世帯への予防情報等の提供に努めます。 等

## 6 推進体制及び進行管理

## ①推進体制

本計画を効果的に推進するために、市・事業者・市民が協働し、一体となって取組を進めます。

## ②進行管理

計画の進行管理は、「PDCAサイクル」を基本とし、市や社会の状況の変化や、施策の進捗状況に応じて見直しを図っていきます。